

全員協議会会議録

1	開 会	2
2	あいさつ	2
3	議 題	2
(1)	提出議員案について	2
①	議員案第1号 矢板市議会議員定数条例の一部改正について	2
(2)	提出議案について	3
①	議案第1号 令和4年度矢板市一般会計補正予算（第6号）	3
②	議案第2号 令和4年度矢板市水道事業会計補正予算（第2号）	5
(3)	協議事項について	7
①	会議期間、議事日程、議案及び議員案の取扱いについて	7
(4)	報告事項について	8
①	塩谷広域行政組合議会について	8
②	報告第1号 市長の専決処分事項報告について	8
	専決第6号 損害賠償の額の決定及び和解について	8
③	指定管理者の候補者の決定について	9
④	公共施設の活用に伴う民間事業者の公募について	10
⑤	矢板市デジタル戦略に係るパブリックコメントの結果について	11
⑥	矢板市行政組織条例の一部改正について	11
⑦	地方公務員法の一部改正に伴う職員の定年の引上げについて	12
⑧	職員の育児等支援の充実について	14
⑨	第3期矢板市地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定に伴うパブリック コメントの実施について	15
⑩	矢板市こども医療費助成に関する条例の一部改正について	17
⑪	防災行政無線通信設備整備工事施工業者の建設業の廃止及び許可の再申請 について	17
⑫	矢板市印鑑条例の一部改正について	18
⑬	矢板市景観計画の策定及び矢板市景観条例の制定について	19
⑭	矢板市立図書館設置条例の一部改正について	21
4	その他	22
5	閉会	23

日 時 令和4年11月10日(木) 午前10時00分～午前10時48分
場 所 議場

○ 出席者

【 議員 15 人 】

- ① 石 塚 政 行
- ② 掛 下 法 示
- ③ 神 谷 靖
- ④ 中 里 理 香
- ⑤ 高 瀬 由 子
- ⑥ 櫻 井 恵 二
- ⑦ 藤 田 欽 哉
- ⑧ 佐 貫 薫
- ⑨ 伊 藤 幹 夫
- ⑩ 関 由紀夫
- ⑪ 小 林 勇 治
- ⑬ 宮 本 妙 子
- ⑭ 石 井 侑 男
- ⑮ 中 村 久 信
- ⑯ 今 井 勝 巳

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- | | |
|-----------------|---------|
| ① 市 長 | 齋 藤 淳一郎 |
| ② 副市長 | 横 塚 順 一 |
| ③ 教育長 | 村 上 雅 之 |
| ④ 総合政策部長兼総合政策課長 | 和 田 理 男 |
| ⑤ デジタル戦略課長 | 石 川 民 男 |
| ⑥ 秘書広報課長 | 佐 藤 賢 一 |
| ⑦ 総務部長兼総務課長 | 高 橋 弘 一 |
| ⑧ 社会福祉課長 | 沼 野 晋 一 |
| ⑨ 健康増進課長 | 日賀野 真 |
| ⑩ 都市整備課長 | 佐 藤 裕 司 |
| ⑪ 生活環境課長 | 村 上 治 良 |
| ⑫ 市民課長 | 星 哲 也 |
| ⑬ 教育総務課長 | 細 川 智 弘 |
| ⑭ 生涯学習課長 | 高 久 聡 子 |
| ⑮ 水道課長 | 宮 本 典 子 |

※新型コロナウイルス感染症対策のため、関係する職員のみ
出席

【 議会事務局 】

- | | |
|--------|---------|
| ① 事務局長 | 薄 井 勉 |
| ② 主査 | 粕 谷 嘉 彦 |
| ③ 主査 | 佐 藤 晶 昭 |

1 開 会

○議長（今井勝巳） ただいまから、全員協議会を開会いたします。

（１０：００）

2 あいさつ

○市長（齋藤淳一郎） おはようございます。

全員協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、第 382 回随時会議を開催いただきましてありがとうございます。

今回、市当局から提出いたします案件は、報告事項 1 件及び補正予算 2 件の計 3 件であります。

提出議案及び報告事項につきましては、所管の部課長から説明しますので、よろしく御協議くださるようお願いを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

3 議 題

(1) 提出議員案について

① 議員案第 1 号 矢板市議会議員定数条例の一部改正について

○議長 議題に入ります。①について説明を求めます。

○櫻井議員 おはようございます。

議員案について提案の理由を御説明申し上げます。議員案第 1 号 矢板市議会議員定数条例の一部改正については、令和 3 年 11 月に、議員定数検討特別委員会が設置され、令和 4 年 9 月まで全 13 回にわたり、本市議会の適正な議員定数に関し、調査研究や討論を行った結果、本市議会の議員定数を 16 人から 15 人とし、次の統一地方選挙から施行するため提案するものであ

ります。以上が、議員案についての概要であります。

何とぞ、議員各位の御協賛を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

(2) 提出議案について

① 議案第 1 号 令和 4 年度矢板市一般会計補正予算（第 6 号）

○議長 議題に入ります。①について説明を求めます。

○総務課長（高橋弘一） おはようございます。

議案第 1 号 令和 4 年度矢板市一般会計補正予算（第 6 号）について、御説明させていただきます。今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関わる各事業の経費の補正であります。

それでは、補正予算書の 1 ページになります。議案第 1 号 令和 4 年度矢板市一般会計補正予算（第 6 号）以下の朗読は省略させていただきます。2 ページ、3 ページをお願いいたします。第 1 表歳入歳出予算補正です。上の段の歳入につきましては、15 款 国庫支出金で補正を行っておりまして、歳入補正額の合計は 9,910 万円、歳入総額は 146 億 8,110 万円となります。下の段の歳出につきましては、記載の 2 款 総務費から 7 款 商工費で補正を行っておりまして、歳出補正額の合計は 9,910 万円、歳出総額は 146 億 8,110 万円となります。

詳細につきましては予算に関する説明書で説明いたします。予算に関する説明書の 4 ページ、5 ページになります。まず、2 の歳入です。先ほど冒頭で申し上げましたが、今回の補正予算は新型コロナウイルス感染症対応地方

創生臨時交付金に関わる各事業の経費の補正であります。そのため、歳入は 15 款 国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のみ
の補正であります。続きまして 3 の歳出になります。まず、2 款 1 項 1 目
一般管理費の行政管理事務につきましては、当初予算に計上しましたこの
臨時交付金を活用して実施している、文書管理電子決済システム導入事業、
こちらにおきまして予算額に比べ契約額が安価であったため、減額するもの
であります。これにつきましては下記に記載の事業を新たに予算計上するた
め、臨時交付金の額を確保するためであります。4 款 1 項 1 目 保健衛生総
務費の水道使用者支援事業、こちらは物価高騰等の影響を受けた生活者や事
業者を支援するため、水道料金基本料金の 2 か月分の減免を行う水道事業会
計を補助する事業であります。次の 3 目 環境衛生費の省エネ家電購入費補
助事業は、エネルギー価格の高騰により電気代の負担が増えている一般家庭
に対し、省エネ家電の購入を支援するものであります。対象とする家電製品
は、エアコン、冷蔵庫、照明器具のうち、統一省エネラベルの省エネ性能星
二つ以上の新品の家電製品であります。家電量販店等を除く市内店舗等で購
入等をしたものについて、金額の 30%以内、9 万円を限度に補助するもの
であります。一人 1 回のみの利用としまして、県で実施していますとちぎ省エ
ネ家電購入応援キャンペーン、こちらとの併用を可能といたします。

続きまして 6 款 1 項 6 目 農地費の土地改良管理事業は、電気料金高騰に
対する土地改良区への支援事業であります。土地改良区が管理している農業
水利施設の電気料金を一部助成するものであります。昨年の 4 月から 9 月の
電気料金と、今年の 4 月から 9 月の電気料金の差額の 2 分の 1 を助成するも
のであります。次に 7 款 1 項 2 目 商工振興費の商業等活性化支援事業、こ
ちらはこの中に、実施する事業が三つありまして、まず第 4 弾となるわくわ

くクーポン券、そして第3弾となるやいた応援クーポン券の配布事業であります。それぞれ400円券が5枚ついたチラシを、わくわくクーポン券を12月に、やいた応援クーポン券は1月に、広報配布時に行政区加入世帯に配布するものであります。

三つ目は生活衛生事業者への光熱費高騰支援事業でありまして、市内の理容所、美容所、クリーニング場、日帰りの公衆浴場に対し、高騰している光熱費の一部を助成するものであります。光熱費については、本年4月から9月の使用量に、補助単価を掛けた額の2分の1を助成し、電気料金については、本年4月から9月の電気料金と、昨年同月の電気料金の差額の2分の1を助成するものであります。印刷製本費として、クーポン券の印刷代、補助及び交付金は、わくわくクーポン券の配布事業で1,430万円、やいた応援クーポン券の配布事業が730万円、生活衛生事業者への光熱費高騰支援事業が628万円であります。

説明は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

② 議案第2号 令和4年度矢板市水道事業会計補正予算（第2号）

○議長 議題に入ります。②について説明を求めます。

○水道課長（宮本典子） 議案第2号 矢板令和4年度矢板市水道事業補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、原油価格、物価高騰等の影響を受けた生活者及び事業者を支

援するため、水道料金の基本料金 2 か月分を減免し、減免に伴う料金収入の減収及び経費等につきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、一般会計から補助金として受け入れる補正予算になります。

減免対象月につきましては、奇数月検針の方は令和 5 年 1 月検針分、偶数月検針の方は、令和 5 年 2 月検針分が対象となります。現年対象件数は、官公庁を除き約 1 万 3,100 件となります。

それでは、補正予算書の 5 ページになります。議案第 2 号 令和 4 年度矢板市水道事業会計補正予算（第 2 号）、以下議案書の朗読は割愛させていただきます。

詳細につきまして、予算に関する説明書で御説明いたしますので、予算に関する説明書の 8 ページ、9 ページを御覧ください。令和 4 年度矢板市水道事業会計補正予算（第 2 号）実施計画。まず収益的収入及び支出における収入についてです。

1 款 1 項 1 目 給水収益、こちらは水道料金になりまして、5,246 万 5,000 円を減額し、1 款 2 項 2 目 他会計補助金を 5,644 万 4,000 円増額し、水道事業収益総額を 9 億 2,997 万 9,000 円に補正するのであります。続きまして、下の段、収益的収入及び支出における支出についてです。1 款 1 項 4 目 業務費において、周知用チラシ印刷代及び検針の際の各戸チラシ配布委託料として 67 万 9,000 円増額し、1 款 1 項 5 目 総係費においてシステム改修費用として 330 万円増額し、水道事業費用総額を 5 億 3,017 万 9,000 円に補正するものであります。続きまして、次のページ 10 ページ。こちらは、令和 4 年度矢板市水道事業予定キャッシュフロー計算書です。こちら記載のとおりでありますので、説明は割愛させていただきます。次に、12 ページ、13 ページは、令和 4 年度矢板市水道事業会計補正予算明細書になります。こちらは先

ほど、8 ページ、9 ページで御説明しました内容の節ごとの明細になりますので、こちらの説明は割愛させていただきます。

説明は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

(3) 協議事項について

① 会議期間、議事日程、議案及び議員案の取扱いについて

○議長 次に、(3)協議事項について、①について説明を求めます。

○議会運営委員長（佐貫薫） 会議期間、議事日程、議案及び議員案の取扱いについて御協議を申し上げます。

第 382 回随時会議の議会運営については、去る 11 月 9 日午後 1 時から、第 2 委員会室において、議会運営委員会を開催し協議をいたしました。

提出議案の件数及びその取扱い等について、慎重に協議した結果、この随時会議の会議期間は、本日 1 日と決定をいたしました。

議案の取扱いにつきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、常任委員会付託を省略し、即決でお願いしたいと思います。

何とぞ、議員各位の御協賛を賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長 説明は終わりました。委員長報告のとおり御協力をお願いいたします。

(4) 報告事項について

① 塩谷広域行政組合議会について

○議長 次に、(4)報告事項に入ります。①については、私から御報告いたします。

去る10月21日午後1時30分からエコパークしおやにおいて、全員協議会后、第147回塩谷広域行政組合議会定例会が開催されました。

議案等については、報告第1号 令和3年度塩谷広域行政組合一般会計継続費精算報告書の報告について、議案第1号 令和3年度塩谷広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第2号 令和3年度塩谷地方ふるさと市町村圏基金特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第3号 塩谷広域行政組合職員の育児休業等に関する条例及び塩谷広域行政組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について、以上の議案3件及び報告事項1件であります。全ての議案が原案のとおり可決、認定されました。

また、議長及び副議長の辞職に伴い、議長に私、今井勝巳が就任し副議長に高根沢町の佐藤晴彦議長が就任いたしました。

以上報告を終わります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

② 報告第1号 市長の専決処分事項報告について

専決第6号 損害賠償の額の決定及び和解について

○議長 次に、②について説明を求めます。

○教育総務課長（細川智弘） 報告第1号 市長の専決処分事項報告について
御説明いたします。

この件につきましては、8月の全員協議会において御報告いたしました、
庁用車の軽トラックのスペアタイヤが落下して路上に落ち、後続車が乗り上
げた車両事故につきまして相手方と和解いたしましたので、法の定めるところ
により報告するものであります。

それでは、報告事項を御用意ください。専決第6号の専決処分書を御覧く
ださい。専決の日は令和4年10月21日でございます。事故の発生は令和4
年8月3日主要地方道矢板那須線の下り車線の矢板市木幡1659番地先です。
損害賠償額は26万174円。和解の条件、相手方につきましては記載のとおり
です。この損害賠償につきましては、前面バンパーと側面の修理代となりま
して市の過失割合は10割でございます。これは全額保険対応となっております。

説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

（なし）

○議長 ないものと認めます。

③ 指定管理者の候補者の決定について

○議長 次に、③について説明を求めます。

○総合政策課長（和田理男） 令和5年度からの矢板市立図書館の指定管理者
につきまして、候補者が決定したので御報告いたします。

候補者は株式会社図書館流通センターです。選定に際しましては、事業者
からの事業計画書とプレゼンテーションに基づき、選考委員会にて審査を行

い選定いたしました。この指定管理者の指定につきましては、次の定例会議に議案として提出いたしますので、よろしくお願いいたします。

④ 公共施設の活用に伴う民間事業者の公募について

○議長 次に、④について、説明を求めます。

○総合政策課長 現在活用がなされていない公共施設の民間活用を目的として、公募型プロポーザルを実施いたします。

対象施設は、旧長井小学校、旧豊田小学校、道の駅やいたエコモデルハウス、J T引込線跡地の4か所です。

公募に際しましては、施設ごとに貸し出す要件等を規定した募集要領に基づき実施いたします。主な要件としましては、「やいた創生未来プラン」に掲げた各種施策との整合性、貸出区域などの活用条件、事業者の申請資格要件、地域連携や協調体制、災害時の対応等について規定いたします。なお、エコモデルハウスにつきましては、環境施設としての役割を維持しながら、農業・福祉・観光事業による政策間連携施設として、就労継続支援A型またはB型による飲食店等のテナント方式といたします。また、J T引込線跡地につきましては、対象地の有効な活用のため、対象地周辺の土地と連携した提案も受けることといたします。

今後のスケジュールにつきましては、明日11月11日から募集を開始し、選定評価委員会を開催し審査の上、要件に合致する提案と認められるものにつきまして、活用に向けた諸手続きを進めてまいります。

以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑤ 矢板市デジタル戦略に係るパブリックコメントの結果について

○議長 次に、⑤について説明を求めます。

○デジタル戦略課長（石川民男） 矢板市デジタル戦略に係るパブリックコメントの結果について御報告いたします。

資料を御覧願います。募集の趣旨につきましては資料に記載のとおりであります。デジタル戦略の内容につきましては、8月18日の全員協議会にて、戦略案を要約して説明させていただきましたので、詳細は省かせていただきます。

次にパブリックコメントの結果についてであります。結果につきましては資料に記載のとおり、令和4年8月22日から9月21日までを募集期間としておりましたが、市民の皆様からの御意見は寄せられませんでした。

説明は以上となりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

（なし）

○ないものと認めます。

⑥ 矢板市行政組織条例の一部改正について

○議長 次に、⑥について説明を求めます。

○総務課長 矢板市行政組織条例の一部改正について御報告いたします。概要に記載してありますように、経済建設部を経済部と建設部に再編するものがあります。新型コロナウイルス感染症後の矢板市における、社会経済活動の回復と、今後に向けた新たな産業の誘致を実施していくとともに、本市の基

幹産業である農林業における新たな取組を進めていくため、現在の農林課と商工観光課により経済部を設置いたします。また、建設課・都市整備課におきましては、都市再生整備事業が本格化することなどから、地籍調査課とともに建設部を設置いたします。来年度、それぞれの部長を中心に重要事項や懸案事項などに対応してまいりたいと考えております。

これらの変更を行うため、12 月定例会議に条例改正の議案を提出いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、国体事業の年度内完了を見据えまして、国体・スポーツ局については廃止を予定しております。説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑦ 地方公務員法の一部改正に伴う職員の定年の引上げについて

○議長 次に、⑦について説明を求めます。

○総務課長 続きまして、職員の定年の引上げについて御報告いたします。

令和 3 年の地方公務員法の一部改正により、職員の定年が引き上げられることに伴い、関係する条例の改正等を行うものであります。

それでは制度の概要につきまして、御説明させていただきます。職員の定年につきましては、現在 60 歳であります。これを令和 5 年度に 61 歳に引き上げまして、その後を 2 年ごとに 1 歳ずつ引き上げてまいります。これによりまして令和 13 年度に定年年齢が 65 歳になります。

次に、管理監督職勤務上限年齢制についてであります。組織の新陳代謝を確保し組織の活力を維持するため、いわゆる役職定年制が導入されます。

そのため管理職であった職員、本市では主幹以上の職員は 60 歳になった年度の次の 4 月 1 日以降は、管理職から外れることになります。

続いて定年前再任用短時間勤務制につきましては、60 歳以後に退職した職員について、職員の希望を踏まえつつ、定年相当年齢まで短時間勤務の職で任用する制度を設けるものであります。これにつきましては、現在の再任用短時間勤務制度に相当する制度となります。そして給与につきましては、60 歳時の 7 割の水準を支給することといたします。例えば給料月額 30 万円が支給されている人は 21 万円が支給されます。

国の資料を添付しておりますが、最後のページになりますけれども、先ほど役職定年制を導入することを申し上げました。管理職であったものは降任等を伴いますので、資料に記載されておりますが給料月額 51 万 100 円の人が、降任により例えば 5 級の 39 万 3,000 円になった場合、その 7 割の 27 万 5,100 円となりますが、降任前の 51 万 100 円の 7 割である 35 万 7,100 円こちらを支給するため、その差額 8 万 2,000 円を調整額として、プラスして支給するということになります。

以上が定年引き上げに関する制度の主な概要であります。

これに関わる条例改正につきましては、12 月定例会議に議案として提出いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○ないものと認めます。

⑧ 職員の育児等支援の充実について

○議長 次に、⑧について説明を求めます。

○総務課長 続きまして職員の育児等支援の充実について御報告いたします。

9月定例会議におきまして、矢板市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正の議決をいただいたところでありますが、その改正を受けまして、特に男性職員についての育児支援の充実を図るため、概要に記載いたしました二つの取組を実施してまいります。

本市における職員の育児支援につきましては、令和2年3月に策定いたしました、第二次矢板市特定事業主行動計画により、推進を図っているところであります。その中で目標数値につきましては、男性職員の育児休業取得率におきましては達成しているものの、妻の出産時における特別休暇の取得や、年次有給休暇の取得日数は目標値に届いていないという状況であります。

こうした状況を受けまして、今回、市長、副市長、教育長、それから部課長以上の職員が、イクボス宣言を行うとともに、妻の出産時における育児休業や特別休暇の活用について、職員と所属長が面談を行いまして育児支援制度の説明、それから職務の調整、こちらを行っていくことで、職場における育児支援を今よりもさらに充実してまいります。これらの取組を行いまして育児休業等を利用しやすい組織づくり、また職員の意識改革なども図りまして子育てしやすい職場環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

また、現在策定中の矢板市男女共同参画計画におきましても、施策の一つに掲げまして、矢板市役所における取組を通じ、市内の事業所等への波及がなされるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○ないものと認めます。

⑨ 第3期矢板市地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定に伴うパブリックコメントの実施について

○議長 次に、⑨について説明を求めます。

○社会福祉課長（沼野晋一） 第3期矢板市地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定に伴うパブリックコメントの実施について御報告いたします。

この計画につきましては、第2期計画が令和4年度末で計画期間が終了となることから、現在、検討委員会及び策定委員会を設置し検討を進めているところでございます。このたび、第3期の素案がまとまりましたので、計画案に対し、広く市民の方々より御意見を伺うためパブリックコメントを実施するものでございます。

実施期間につきましては、11月11日金曜日から12月12日月曜日まででございまして、実施方法につきましては、社会福祉課及び各公民館そして社会福祉協議会で閲覧できるほか、ホームページにも掲載し広く意見を募集するものでございます。

素案につきまして概略を説明させていただきます。資料につきましては、素案も添付してございますけれども、100ページを超えておりますので、第3期矢板市地域福祉計画及び地域福祉活動計画の概要版で御説明をいたします。まず、概要版の1ページでございます。まず、地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、地域に関わる全ての人が、地域づくりを進めていくことでございます。地域福祉計画は目指す地域の将来像や地域福祉の推進に向けた基本的な考え方を示します。そして、本計画

は福祉に関連する高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉・健康増進等の、各個別計画を横断的につなぎ、連携を図りながら地域福祉の充実を図ります。

また、地域福祉活動計画は地域の社会福祉の推進を目的として、市民の活動や行動などのあり方を定めるもので、社会福祉協議会が中心となって取り組む計画となっております。この二つの計画は重複する部分が多く連携して策定することがより効果的であることから、一体的に策定した計画となっております。概要版の2ページに、3. 基本理念といたしまして、第2期計画の基本理念を継承し、地域共生社会の実現に向けたまちづくりを目指し、第3期計画の基本理念を、「ともに認めあい、支えあい、いきいきと暮らせる安心・安全なまち 矢板」と決めました。次の4. 基本目標と取り組みといたしまして、基本理念の実現に向けて四つの目標を決めました。そして、基本理念と基本目標の実現に向けて具体的に取り組むことを体系化し取り組んでまいります。概要版3ページから6ページまでが、基本目標1から基本目標4までの取組内容でございます。7ページにつきましては、矢板市成年後見制度利用促進基本計画でございます。この計画につきましては、平成29年に国から地域福祉計画策定ガイドラインが示されまして、成年後見制度利用促進基本計画の同時策定が検討すべき事項ということで挙げられましたため、今回の地域福祉計画の策定のタイミングで盛り込んだところでございます。

8ページの5. 計画の推進と進行管理につきましては、記載のとおりでございますので説明のほうは省略させていただきます。

説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○ないものと認めます。

⑩ 矢板市こども医療費助成に関する条例の一部改正について

○議長 次に、⑩について説明を求めます。

○健康福祉部長 矢板市こども医療費助成に関する条例の一部改正について御説明いたします。

栃木県は、こども医療費制度あり方検討会で、令和５年度から医療費助成の対象年齢を、現在の小学６年生から中学３年生まで引き上げ、現物給付の対象年齢も未就学児から小学６年生まで拡大することを拡大する方針を示したところでございます。

このたび、矢板市こども医療費助成につきまして、令和５年４月１日から現物給付の対象年齢を、現行の未就学児から１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までに拡充するものであります。

この条例の一部改正の議案につきましては、次の１２月定例会議に提出予定でありますのでよろしくお願いいたしますと思います。

説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○ないものと認めます。

⑪ 防災行政無線通信設備整備工事施工業者の建設業の廃止及び許可の再申請について

○議長 次に、⑪について説明を求めます。

○生活環境課長（村上治良） 防災行政無線通信設備整備工事、施工業者の建設業の廃止及び許可の再申請について御報告いたします。

資料を御覧いただきながら、お聞き取り願います。現在、施工中の「第3期矢板市同報系防災行政無線通信設備整備工事」の施工業者であります日本電気株式会社において、今回、社員1名が建設業法に規定する欠格要件に該当していたことが判明したことにより、自主的に建設業を廃止するとともに、十分な再発防止策を講じた上で、速やかに建設業許可の再申請を行うこととなりました。

なお、今回の件による本工事への影響についてであります。建設業の許可取消日から再び許可を取得するまでの間につきましては、契約済み案件の施工について、建設業法第29条の3の規定を適用することにより、施工継続は可能ですので、防災行政無線通信設備整備工事への全体的な影響はございません。

また、施工業者に対しましては、社員の欠格要件の確認強化及び自己申告の徹底、建設業法に関する定期的な教育など、再発防止策の徹底を求めたところであります。

報告は以上となりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○ないものと認めます。

⑫ 矢板市印鑑条例の一部改正について

○議長 次に、⑫について説明を求めます。

○市民課長（星哲也） 矢板市印鑑条例の一部改正について御報告いたします。

本件は本市の印鑑登録制度において、証明書等の性別欄を廃止しようとする

るものでございます。性別欄の廃止の理由は、多様性が尊重される中、性的マイノリティの方への配慮が必要であること。印鑑登録証明書等について、必ずしも性別欄の記載が必要ではないことから廃止するものでございます。それでは資料の3枚目を御覧ください。こちらが改正前の印鑑登録証明書ですが、この性別欄を、2枚目に戻っていただきまして改正後のとおり性別欄を削除しようとするものでございます。

令和5年4月1日からこのように対応したいと考えておりまして関連する条例につきましては、12月の定例会議に提案いたしますので、御審議よろしくをお願いいたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○ないものと認めます。

⑬ 矢板市景観計画の策定及び矢板市景観条例の制定について

○議長 次に、⑬について説明を求めます。

○都市整備課長 矢板市景観計画の策定及び矢板市景観条例の制定について、御報告いたします。

矢板市景観計画は、10月26日に開催いたしました矢板市都市計画審議会に最終案を報告した後、11月1日付で策定をいたしました。同日告示し公衆の縦覧に供したところです。施行期日は令和5年4月1日を予定しています。計画の概要につきましては、概要版のとおりでございます。市ホームページに計画を公開するとともに、11月号の広報やいたに掲載して、さらなる周知を図っております。

次に、矢板市景観条例の制定について御報告いたします。景観法及び矢板

市景観計画の施行に関する委任事項並びに本市の景観形成を推進するために必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

条例の概要を御説明いたします。第 3 条から第 5 条では、市民・事業者・市が有効なパートナーシップのもと魅力ある景観を形成するために、それぞれの立場で役割と責任を果たしていくことを規定します。法定の制定内容のほかに市が独自に制定する事項は、第 9 条の事前協議、第 10 条の行為の完了等の届出、第 13 条の公表、第 15 条の特定届出対象行為などであります。事前協議は、特に大規模な行為について、法廷の届出のさらに 30 日前までに市と協議する旨を規定します。協議に係る行為が計画に適合しない場合、設計の変更その他必要な措置をとるよう助言指導することができると規定します。完了届は、届出行為が完了または中止したときに届出する旨を規定します。公表は、第 12 条に規定する助言、指導及び勧告に対し、勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、個人の場合は、氏名、住所、勧告内容を、法人その他の団体の場合は、名称、主たる事務所の所在地、勧告内容を公表できると規定します。特定届出対象行為は、建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更であるとし、設計の変更、その他の必要な措置を命令するときは、景観審議会の意見を聞くことができると規定します。第 22 条では、景観審議会の設置について規定します。この条例の規定により意見を聞くこととされた景観計画の変更、景観形成重点区域の指定、公表、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に係る事項のほか、景観形成の推進に関し必要な事項を調査審議するための機関でございます。施行期日は令和 5 年 4 月 1 日を予定しております。

矢板市景観条例の概要は以上でございますが、本案につきましては、12 月

の定例会議に議案として提出させていただきますので、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

報告は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○ないものと認めます。

⑭ 矢板市立図書館設置条例の一部改正について

○議長 次に、⑭について説明を求めます。

○生涯学習課長（高久聡子） 矢板市立図書館設置条例の一部改正について御説明いたします。

資料を御覧ください。条例を改正する目的といたしましては、令和３年８月から電子図書館を導入し、24 時間貸し出しが可能となるなど利便性が大きく向上した一方、午後６時以降の窓口利用者数が全体の約２％と極めて少ない中で電気料金の高騰、さらなる施設管理費用の増加が見込まれますことから、開館時間を１時間繰り上げるにより施設管理費用の増加抑制を図ります。また、電子図書館の独自資料の調査研究や制作、図書資料の整理、点検作業をする資料整理日を設定し、利用拡大や利用者の利用性向上を目的とし条例を改正しようとするものであります。

本条例案を次の１２月定例会議に議案として提出する予定でございますので、趣旨を御理解いただきますようお願い申し上げます。

説明は以上となりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○ないものと認めます。

4 その他

○議長 議員各位及び執行部から何かありませんか。

(健康増進課長挙手)

○健康増進課長（日賀野真） 新型コロナウイルス感染症対策について、御報告させていただきます。なお資料はございませんのでお聞き取りください。

まず、オミクロン株対応ワクチンについて御説明いたします。初回接種を完了した12歳以上の全ての方を対象に実施しているオミクロン株対応ワクチンにつきましては、前回接種から5か月以上とされていた接種間隔が先月10月21日付で3か月以上というふうに短縮されました。これによりまして、4回目接種を終えられた方についても、前倒しで接種が可能となりましたので、対象者に対しまして、接種券の発送を随時開始しているところであります。また、接種機会の拡大を図るため、市の集団接種会場を11月6日から再開しまして、接種を進めているところであります。こうした新型コロナワクチン接種関連の情報につきましては、市のホームページですとかメールなどで機会をとらえて随時周知を図るほか、接種券の個別発送にてお知らせをしておりますので、御承知おきいただきたいと思います。

次に、本市5例目県内では496例目となるクラスター事案について、御報告させていただきます。発生場所は市内高齢者施設、発生日は11月1日、感染者は職員2名、入所者8名の計10名となっているところであります。最後に、県内の感染状況につきましては、皆様、御承知のとおり今月に入り増加に転じており、予断を許さない状況を迎えているところであります。このように、感染症に関する状況は日々変化しているところでありますが、臨機に

対応してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましても引き続き御支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

報告は以上とさせていただきます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。その他についてほかに何かございませんか。

(なし)

5 閉会

○議長 ないようですので、全員協議会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(10:22)

令和 年 月 日

議長